

参考:平成22年3月~23年3月設置「議員定数等調査特別委員会」の検討要綱

議員定数等調査についての検討要綱

平成22年6月4日制定

1 目的

この要綱は、村上市議会が平成22年3月26日に設置した議員定数等調査特別委員会の運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 検討事項

検討にあたっては、次に掲げる事項について調査等を行うものとする。

議員定数に関する事項

議員報酬に関する事項

政務調査費に関する事項

行政視察研修費に関する事項

その他委員会が必要と認める事項

3 検討期間

検討期間は、平成23年3月までとする。

4 会議の開催

会議は、概ね1ヶ月に1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、必要に応じて開催することができる。

5 会議の運営

会議には、委員のほか、議長及び副議長が出席するものとする。また、必要に応じて、各会派代表者及び議会運営委員長の出席を求めることができるものとする。

6 会議結果の集約

検討結果の集約にあたっては、話し合いによる全会一致に努めるものとする。

7 結果の報告

検討の結果、結論を出した事項については、随時、会派代表者会議、議会運営委員会及び全員協議会に報告するものとする。